

7月19日、「財務省が2018(H29)年度概算基準を固めた」とNHKが報道しました。各県においても私学当局が主計局、財務局へ概算要求を出す時期になります。この時期に対県要請を行うことは次年度県予算編成に関わり大変重要です。栃木の知事要請を10号で報じましたが、青森でも7月13日(木)に総務学事課への要請を行いました。その模様を報じた「あおり私教連ニュース」が届きました。

あおり 私教連ニュース	青森私教連書記局 青森県弘前市茂森21 TEL・FAX 0172-32-4089	2017年 7月19日 第13号
----------------	---	----------------------------

県総務学事課との話し合い

学期末のあわたたしいなかでしたが、7月13日(木)16:00から県の総務学事課学事新興グループと私教連との話し合いがおこなわれました。私教連からの参加者は以下の通りで、総務学事課からは6名の方が参加してくれました。

【私教連参加者】

中央執行委員長 小野寺仁(弘前学院聖愛)
中央副執行委員長 齋藤敬一(柴田女子)
書記長 蒔苗克敏(東奥学園)
書記次長 古川祥史(弘前東)
各校参加者 一戸隆行(青森山田)、角田義久(五一)、工藤世志乃(五商)

以下、私教連が話し合いのテーマとしたものについてと、どのような話し合いがなされたのか簡単にご紹介したいと思います。

【(1) 直接助成について(就学支援費補助制度について)】

国による就学支援金制度と青森県の就学支援費補助制度により、特に私立高校に通う生徒がいる世帯の教育費負担は軽減され、学費の心配をせずに安心して勉学に打ち込める社会が徐々に作られてきています。しかしながら、私教連がおこなった「経済的理由による中退および学費滞納調査」によると、低所得世帯に手厚くなった改正就学支援金制度のもとにおいても、青森県では経済的理由による中退者数ならびに学費滞納率は、この3年間改善されていません。

青森県の私立高校に通う生徒がいる世帯の経済状況から見るとまだまだ十分な制度とはなっていないといえます。

国は改正就学支援金制度の法律が制定したときの附帯決議に基づき、改正就学支援金制度についての検討会を定期的に実施しています。このような国の動きにあわせて、県の就学支援費補助制度についてもさらに拡充する方向で検討をすすめていただきたいと思います。

また現在、私立高校の入学金(および入学時納入の施設設備費)へ補助を出す都道府県が多くなってきました。青森県は、そのような入学金補助制度はありません。入学金に対する補助制度を新設していただきたいと思います。

(学事課回答) 県としても経済的理由によって就学を断念することがないようにしていきたい。しかし、平成26年度で、国の財源措置が終わって(修学支援基金)、平成27年度からは県の一般財源で対応し、制度を維持しているところである。今後については、国の動向を注視しつつ対応していきたい。

(私教連要望) 修学支援基金にかわる財源措置はこちらも国へ要請している。県としても要請してほしい。今後、国の制度が拡充した場合でも、県の今私学に通う子どもたちに使っている分の財源を引き去ってしまわないようにしてほしい。

【(2) 経常費助成について】

経常費補助については、今年度から国が特別加算分の額を除いた分の公表としましたが、青森県は従前の方式で公表しました。これは、国から来た分は私立学校へ配分するという県の姿勢だと考えております。今後も継続して頂きたいと思っております。

しかし残念ながら、県単独の上乗せは今年もありませんでした。次年度は、県単独の上乗せが実現することを期待しております。

(次号へ続く)

あおり 私教連ニュース	青森私教連書記局 青森県弘前市茂森21 TEL・FAX 0172-32-4089	2017年 7月19日 第14号
----------------	---	----------------------------

県総務学事課との話し合い

前号に引き続き、総務学事課との話し合いのようすをご紹介します。

【(2) 経常費助成について】

(学事課回答) 経常的経費の補助は、私学のために重要であると考えている。県の財政もきびしいところであるが、国に連動して上げてきている。その努力については認めてほしい。今後も私学独自の経営の合理化を前提としつつ、私学の重要性を鑑みながら、国や他県の動向も注視しつつ対応していきたい。

(私教連要望) 現在、東北を見ると宮城県と同じような政策をとっている状況である。しかし一方、山形県は全国でも上位の経常費助成単価となっている。青森県は山形県と県の財政規模、産業の状況、私学の数などが似ていると思う。ならうなら宮城県ではなく山形県にしてほしい。

【(3) 耐震改築補助について】

青森県内の多くの私立学校では、校舎の老朽化がすすんでいます。青森県でも、昨年度国の制度に上乗せするかたちで、私立学校耐震化促進事業費補助を新設していただきました。いまだに耐震化がおこなわれていない学校において、この制度を有効に活用するためにも各理事会に活用を検討してもらうよう働きかけるとともに、国に対しても次年度以降の補助の継続を要請していただきたいと思います。また、青森県においてもこの制度を継続していただきたいと思います。

(学事課回答) 一義的には設置者の責任の問題となるが、生徒が多く時間を過ごす場所であるため、重要であるとかんがえている。

(私教連要望) 数校からこれから耐震の工事を入れたいという話も聞こえてきている。そのようななか平成30年度までとなると、補助を受けることができない場合も出てくる。診断、工事計画、着工と時間がかかる。できるだけ、制度を持続するようにお願いしたい。

【(4) 有期雇用契約教員について】

今年度をもって改正労働契約法が施行され、まる5年目を迎えることとなります。これによって5年間の有期雇用契約(常勤講師や非常勤講師)の身分に留め置かれてきた方々は、次年度も雇用が継続した場合、無期転換権を得ることとなります。しかし、そもそも教育の場に有期雇用契約教員が増えることは望ましいことではありません。私立学校の教育条件向上のため、可能な限り有期雇用契約教員が少なくなるような働きかけの検討をすすめていただきたいと思います。

(学事課回答) 教員をどのような雇用形態で採用するかは設置者の判断になる。

(私教連要望) もちろん、労働組合としてこちらも各校で要請しているが、組合のない学校や、少数組合の学校もある。毎年、多くの講師の先生方が採用され、多くの先生方が雇止になっていくという雇用が積み重ねられれば、県の私学の教育力は低下していくし、その影響は子どもたちにも出てくる。青森県の私学がきちんと若い教員を正採用し、良い私学教育が実施されるよう学事課としても何らかの働きかけの検討をお願いしたい。

このような話し合いの後、以下のように最後に各校からの生の声を伝えました。

(A高校) 年々、特別支援の生徒の入学生が増えており、指導も大変になっている。青森県の場合、私学はどうしても公立の受け皿的な立場に置かれている。そのような私学の状況も理解してほしい。

(B高校) 施設の老朽化もすすんでおり、大きな災害があったら怖い状況である。大学・短大の建設や調理科の設置にともなう施設の整備でなかなか資金的な余裕がない。

(C高校) 耐震工事への補助がすすんでくれることを期待している。

(D高校) 一人親世帯が多く授業料の滞納もある。地域的にも経済がきびしく、このような地域にはもっと手厚い制度が必要ではないかと思う。都市部の私学とは比べられない。

1時間という限られた時間でしたが、貴重な話し合いの時間とすることができたのではないかと思います。